

暮らしの i Information

募 集

町営住宅入居者募集

■募集期間／10月3日(月)～17日(月)

一般世帯向け(複数世帯)

・南9条団地(南9西2)

※浴室有、浴槽無

3DK 1戸

・ひまわり団地(北6西5)

2DK 1戸 2階

・望羊団地(北4東4)

2LDK 1戸 3階

一般世帯向け(複数世帯または単身世帯)

・南6条団地(南6東5)

※浴室無

2DK 1戸

※修繕などが完了してからの入居になりますので、入居可能になるまで日数がかかる場合があります。

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【公的年金からの町道民税の特別徴収】

■対象者と特別徴収される税額

平成28年4月1日に65歳以上で、前年中の公的年金に係る町道民税額が生じた方は、次の①または②のとおりとなります。

①平成27年4月2日～平成28年4月1日に65歳になった方

今年10月から公的年金特別徴収が始まります。年税額の半分を2回に分けて(6・8月納期分)納付書や口座振替で納め(普通徴収)、残りの半分を3回に分けて(10・12・2月分)年金から引落とし(特別徴収)となります。

②平成27年4月1日以前に65歳になった方

引き続き年金より引落としとなります。今年の2月分年金から引落としされた額と同じ額を4・6・8月分年金から引落とし(仮徴収)、年税額から仮徴収の額を差引いた残りの額を3回に分けて(10・12・2月分)年金から引落とし(本徴収)となります。

※公的年金より特別徴収される町道民税は公的年金に係る分のみです。公的年金以外の所得に係る町道民税は、公的年金特別徴収とは別に納付書、口座振替または給与天引きにより納めていただきます。

※次に該当する方は対象となりません

- ・介護保険料が年金から引落しされていない方
- ・町道民税の引落とし額が公的年金の額を超える方
- ・年金の給付額の年額が18万円未満の方・・・など

■町税務課住民税係 ☎ 56-8003

【お気軽に納税相談を】

町税を納付できない、納付書を紛失したなど、納税に関する相談は随時受け付けています。お気軽に納税係(窓口⑨)へ連絡またはお越しください。

■町税務課納税対策室納税係 ☎ 56-8002

道営住宅入居者募集

■募集期間／10月3日(月)～17日(月)

一般世帯向け(複数世帯)

・南9条団地(南9西2)

※浴室有、浴槽無

3DK 1戸

・ひまわり団地(北6西5)

2DK 1戸 2階

・望羊団地(北4東4)

2LDK 1戸 3階

一般世帯向け

・羊蹄団地(北3東7)

2DK 1戸

■申込場所・期間／町公民館・10月13日(木)～15日(土) 9時～19時30分(最終日のみ17時まで)

■入居予定日／12月中旬

■その他／入居に関する要件は直接

お問い合わせください

■町営住宅指定管理者MMSマン

シヨンマネージメントサービス

☎ 0134-34-1373

陸上自衛隊高等工科学校生徒

■受験資格／平成29年4月1日現在

で15歳以上17歳未満の男子(中卒

見込含む)

■推薦採用試験／

受付期間…11月1日～12月2日

試験日…平成29年1月7日～9日

までの間の指定する1日

■一般採用試験／

受付期間…11月1日～平成29年1

月6日

試験日…平成29年1月21日

■町内安地域事務所(南3東1)

☎ 23-3540

古谷和之 ☎ 23-3165

開 催

男女平等参画しりべし20講演会

「夫婦・家族のコミュニケーションと関係性」

■日時／10月14日(金) 13時～15時

■場所／町文化福祉センター

※詳しくは折込みをご覧ください

■男女平等参画しりべし20

☎ 22-2101(荒野)

■親子スポーツクラブバザー

子どもが遊べるスペースもあり、

町内の飲食店も多数出店予定です。

■日時／10月25日(火) 10時30分～

12時30分

■親子スポーツクラブバザー

子どもが遊べるスペースもあり、

■場所／世代交流センター（絵本館隣接）

※小銭、エコバックの協力をお願いします。

※一般出店、飲食店も募集中です

■大森 ☎ 090-1643-8678
小林 ☎ 090-6876-1789
（問い合わせ時間／平日9時～16時）

町総合文化祭

町民の芸術文化活動の祭典「俱知安町総合文化祭」が今年も公民館と世代交流センターで開催されます。

ステージ発表では、演奏や踊り、のど自慢が披露され、作品展示では、幼児のかわいい作品から、生花や手芸品、陶芸品、サークルで時間をかけた力作まで所狭しと並びます。
多数の皆様のご来場をお待ちしております。

・ステージ発表（公民館大ホール）

月	日	曜日	行 事
10	8	土	鼓魂東西・和太鼓の響演
11	3	祝	芸能発表会 文化賞・文化奨励賞授与式 児童生徒作品展入賞者表彰式
	6	日	俱知安町連合吟詠剣詩舞発表会
	12	土	町民音楽祭

・各種展示日程（公民館・世代交流センター）

日 程	展示対象
10月22日（土）～11月13日（日）	幼児・小中学生
11月 2日（水）～11月 6日（日）	サークル・一般

赤十字救急法短期講習

けがや急病の人などを医師に引き継ぐまで、また救急車が到着するまでの正しい対処法を学ぶ講習です。

赤十字救急法救急員継続講習

救急法基礎講習、養成講習についての学科、実技の内容の一部を復習します。

■日時／10月15日（土） 13時～17時
■受講対象／救急法救急員に認定され、認定証の有効期限が残り1年をきった方

■場所／町総合体育館2階研修室
■受講料／1000円（当日）

■申込／10月7日（金）までに氏名、住所、電話番号、生年月日を添えて「日本赤十字社俱知安町分区分区」宛てに申し込み

雪上安全法救助員・養成講習

雪上での事故防止やスキーの基
本、事故者の救助技術などを学びま
す。

■日時／10月23日（日） 9時～17時
■受講対象／満18歳以上の救急法救
急員の資格を有し、一定のスキー
技術（全日本スキー連盟技能テス
ト2級相当の技術）を有する方

■場所／町総合体育館2階研修室
■受講料／700円（当日）
■申込／10月14日（金）までに氏名、住所、電話番号、生年月日を添えて「日本赤十字社俱知安町分区分区」宛てに申し込み

※どちらの講習も問い合わせは
■日本赤十字社俱知安町分区分区（町住
民環境課生活安全係内） ☎ 56-
8005（FAX23-2044）

周知

野犬掃討を実施

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討（放たれている犬も対象）を実施します。

■日時／10月1日～12月30日

愛犬が対象とならないよう、次のことを守りましょう。

①放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない

②散歩の際は必ずリードを装着する

③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける

④犬がいなくなった時はすぐに役場に連絡する

⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに！
■町住民環境課環境対策室地域衛生係 ☎ 56-8008

北海道最低賃金

「必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も」

■最低賃金額／時間額786円

■効力発生／平成28年10月1日から
北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます

プレミアム商品券

プレミアム商品券の有効期限は10月31日までです。有効期限を過ぎると利用できなくなりますので、お早めにご利用ください。

■俱知安商店連合会 ☎ 23-0222

じゃがりん号ニュース

金比羅祭期間（10月9日～11日）は、祭り会場が通行規制されるため、ルートが一部変更になります。

東西、南北ルート共に、「くときさん外科」停留所の位置が30㍎ほど西側のやまぐち菓子舗前に移動します。他の停留所は従来と変わらず利用できます。

■町総合政策課企画統計係
☎ 56-8001

引っ越しの際の住民票の異動

住民票の異動の届出（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などに繋がる大切な手続きです。

高等学校の生徒については、卒業後、地元を離れ進学することも多いため、正確な住所変更の届出を行なっていたく必要があります。

自賠責保険・自賠責共済

「自賠責の期限切れに気を付けて！」

交通事故による死傷者数は、平成27年の事故発生件数約54万件、死傷者数約67万人と、国民の誰もが交通事故の被害者・加害者になり得るきわめて深刻な状況となっています。

交通事故は被害者・加害者の両者に悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての車・バイク1台ごとに加入が義務付けられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の根本的な賠償を保証する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

特設行政・人権相談所開設

■日時／10月15日（土）13時30分～16時

■場所／公民館研修室（南3東4）

■相談員／

山品 幸子（やましな・ゆきこ）

☎ 22-0851

斉木 悦子（さいき・えつこ）

☎ 22-6311

本間 栄（ほんま・さかえ）

☎ 22-3544

○行政評価局や法務局では常時相談を受け付けています

・行政苦情110番

☎ 0570-090-110

・みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

■町住民環境課生活安全係

☎ 56-8005

個別的労使紛争あっせん制度

突然の解雇や賃金未払いなど、労働者個人と使用者間の労働問題に関するトラブルを解決する制度です。

労働相談ホットライン

■日時／月～金曜日17時～20時、土曜日13時～16時（祝日、年末年始を除く）

■フリーダイヤル ☎ 0120-81-6105（社会保険労務士が対応）

あっせん窓口（相談・申請）

■日時／月～金曜日8時45分～17時

30分（祝日、年末年始を除く）

■北海道労働委員会事務局調整課 ☎ 011-204-5667（直通）

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>

hokkaido.lg.jp/rd/sms/

平成29年度

新就学児童健康診断

町教育委員会では、平成29年度小学校1年生となる児童を対象とした健康診断を実施します。診断項目は内科・歯科検診（医師）、聴力・視力検査（町教委職員など）です。

10月中旬に各家庭へ問診票を配付しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

■健診日／11月2日（水）

12時45分～受付開始

■健診会場／町保健福祉会館（北3東4）

■町教育委員会学校教育課

☎ 56-8018

資源のない日本、将来のエネルギーに関する講演in倶知安

日本におけるエネルギーの現状や将来について、地域住民の方々を対象に、再生可能エネルギー、原子力などのエネルギーミックスへの理解を深めるための講演会です。

■日時／10月13日（木）13時～14時45分（開場12時30分）

■場所／ホテル第一会館3階メモリアルホール（南3西2）

■定員／50名（参加無料）

■申込先／ウェブサイト：<http://web.apollonmta.co.jp/energy-mix-info/>

消費者コーナー

倶知安消費者協会

食品ロスを減らしましょう

日本の食品廃棄量は年間約1700万トンも出していると計算されています。そのうち約200～400万トンが家庭から出されています。世界では食べられない人がいるのにもったいないことです。

食品の期限表示は「賞味期限」と「消費期限」があります。賞味期限は美味しく食べることのできる期限です。その期限を過ぎてもすぐに廃棄せず、五感を使って判断して食べるか捨てるか決めましょう。また、過剰に買いすぎないように。保存のことももっと工夫してみましょう。

食品を大切に！！
食べ残しを減らしましょう。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522
■時間外の緊急相談は ☎ 22-2101（荒野）

■講演会事務局 ☎ 03-5402-6401（9時30分～17時30分 平日のみ）

平日のみ）

地球温暖化の現状とその影響

世界の気温は地球の歴史上例を見ない急激な勢いで上昇しています。日本の気温は100年あたり約1.2℃の、札幌では地球温暖化に加え都市化の影響で約2.4℃上昇しており、全国的に桜の開花日が早くなるなどの観測結果も出ています。さらに温暖化が進むと、大雨や洪水、熱中症の増加、農作物の収穫量の低下などの影響が予想されます。

身近な対策として、節電などエネルギー消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制するとともに、地球温暖化に伴うさまざまな影響への備えを考えていく必要があります。

■札幌管区気象台気象防災部地球環境・海洋課 ☎ 011-611-6174

10月は不正軽油防止強化月間

「不正軽油」とは、軽油に灯油や重油などを混ぜた「混和軽油」や軽油以外の石油製品を混ぜ合わせた「製造軽油」などをいいます。

不正軽油を燃料用として販売または使用しますと軽油取引税の脱税行為となります。また、これらの不正軽油は、排気ガス中の粒子状物質や窒素酸化物を増加させるため、大気汚染の原因となります。

北海道では、10月を「不正軽油防止月間」とし、不正軽油を「作らない・売らない・買わない・使わない」を合言葉に、不正軽油撲滅の取組を強化します。

不正軽油に関する情報がありましたら次までお問い合わせください。

■不正軽油110番（通話料無料）

☎ 0800-8002-110

または後志総合振興局税務課 ☎ 23-1336（直通）

消防署からのお知らせ

秋の火災予防運動

■期間／10月15日～10月31日

統一標語

「消しよう 火その時 その場所」

秋から冬にかけて暖房器具の使用などにより火災が多く発生する季節を迎えるにあたり、全国的に火災予防運動が展開されます。

火災を防ぐために次のことに気を付けてください。

- ・家のまわりには、燃えやすいものを置かない
- ・こんろを使用中はその場を離れない。グリル内を清掃する
- ・寝たばこはしない
- ・ストーブの真上に洗濯物を干さない。燃えやすいものを近づけない

火の用心をお願いします。

8月末までの災害出動状況

	平成28年	平成27年
火災	5件	13件
救急	579件	565件
救助	28件	21件
その他	45件	49件

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽窃盗（自転車盗）事件の発生

一戸建住宅から無施錠の自転車盗が盗まれる事件が発生しました

▽公然わいせつ事件の発生（不審者の出沒）

道路上で男が下半身を露出する事件が発生しました

▽器物損壊事件の発生
建物の壁などに落書きされる事件が発生しました

交通事故

▽8月10日、信号交差点で直進車両と右折車両が衝突する事故が発生しました

▽8月26日、直進車両と道路横断中の鹿が衝突する事故が発生しました

8月末までの町内交通事故発生状況

	平成28年	平成27年
人身	21件	15件
物損	407件	333件
死者	0名	0名

ごめいふくをお祈りします

印鑑の保管に気を付けて



倶知安ひまわり
基金法律事務所
弁護士渡邊 恵介
☎ 21-6228
☒ www.kutchan-himawari-lawoffice.com

「実印」とはどういう印鑑を指すのでしょうか。

立派な印鑑を指して「実印」と呼ぶ方もいますが、それは正確には誤用です。実印とは、役所で印鑑登録をしている印鑑のことを指します。印鑑登録をしている印鑑であれば、いわゆる三文判であっても実印です。（全ての印鑑を登録できるわけではなく、一定の制約があります）

実印は、不動産売買契約の締結や、遺産分割協議書の作成など重要な行為を行う際、役所から発行される印鑑登録証明書とセットで用いられることが多くあります。そして、偽造を防ぐため、一般的には複雑な印影の印鑑が実印として用いられます。

裁判実務においては、実印に限らず、印鑑をみだりに他人に渡すようなことはしないのが通常であると考えられています。

よって、契約書などの書面にある人の印鑑による印影がある場合、例えば印鑑を盗用された可能性があるといった特段の事情のない限り、そのご本人の意思によって押されたものであると推定されてしまいます。それが実印という社会的に重要な役割を持つ印鑑である場合は尚更です。後になって、印鑑を貸したが何に使うか知らなかったとか、盗用されたと主張しても、この推定を覆すことは簡単なことではありません。

印鑑や印鑑登録証明書（印鑑登録カード）を他人に貸すことは、悪用をされることもありますので控えるのがよいでしょう。

また、実印と印鑑登録証明書（印鑑登録カード）は別々の場所に保管しておくのが無難でしょう。

9月12日（月）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き		平成28年8月末現在
人	口	15,324人（前月比＋25）
	男	7,680人（前月比＋18）
	女	7,644人（前月比＋7）
世帯数		7,845世帯（前月比＋12）
うち外国籍住民		457人（前月比＋1）